

## 令和5年度販路開拓エコシステム推進事業 受託候補者募集要領

### 1. 委託業務名

販路開拓エコシステム推進事業

### 2. 事業の目的

本市では、令和元年度に地域ブランド「都の杜・仙台」を立ち上げ、官民が連携し、地元中小事業者商品の域内外の販路開拓を行っている。

本事業は、域内外の関係機関が各々強みを活かし連携して支援を行う「エコシステム」を構築し、地元中小事業者の販路開拓を推進することを目的とする。

### 3. 事業の目標

本事業を通じた商品・サービスの売上増加額を、事業終了後までに30,000千円増加させることを目指して事業を実施することとする。

### 4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### 5. 業務内容

別紙「令和5年度販路開拓エコシステム推進事業 仕様書」のとおり

### 6. 委託契約上限金額

11,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本公募は令和5年度予算原案に基づいて行うものであり、また、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（仮称））申請事業であるため、成立した予算の内容及び当該交付金の認定状況に応じて、事業内容等の変更及び予算額の減額の可能性がある。

### 7. 応募資格

本業務に応募できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 仙台市内に本社（店）、支店または活動拠点（事業所等）を置いている法人及び団体等であること。
- (2) 本事業の実施担当者が仙台市内に常駐していること。
- (3) 宮城県内において、地元中小事業者を対象とした販路開拓支援（ECサイトの販売促進企画の立案や、小売事業者との商談支援）の実績があること。
- (4) その他、委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

- (7) 仙台市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (10) 現金出納簿等の会計関係書類及び賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。

## 8. 契約条件

(1) 契約形態：公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）

(2) 予算規模

11,400 千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

完了払いとする。

(5) その他

- ・本事業は、令和5年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札（採択）予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札（採択）者とする。
- ・契約については、事前に委託内容、委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・協議が整った後に、受託候補者はあらかじめ詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

## 9. スケジュール

- (1) 令和5年2月24日（金） 公募開始
- (2) 令和5年3月2日（木） 説明会
- (3) 令和5年3月3日（金） 参加表明書兼誓約書の提出期限
- (4) 令和5年3月6日（月） 質問票の提出期限
- (5) 令和5年3月10日（金） 応募書類の提出期限
- (6) 令和5年3月22日（水） プレゼンテーション及び審査会（予定）
- (7) 令和5年3月27日（月） 審査結果通知
- (8) 令和5年4月～ 契約締結、事業開始（予定）

## 10. 説明会の開催

以下のとおり本件業務委託にかかる説明会を開催する。なお、本説明会への不参加は企画提案（プロポーザル）への参加を妨げない。

- (1) 日時：令和5年3月2日（木）14時から
- (2) 会場：仙台市経済局第一会議室  
仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階
- (3) 内容：委託業務の概要、受託業者選定方法に関する説明、質疑応答
- (4) 参加方法：会社名、参加者の氏名、連絡先（電話・電子メールアドレス）を記載し、令和5年2月28日（火）17時までに本要領18に記載の担当課あてに、電子メールで申し込むこと。

## 11. 参加表明書兼誓約書の提出

本事業の企画提案応募を希望する場合は、下記により参加表明書兼誓約書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和5年3月3日（金）
- (2) 提出方法：仙台市ホームページより「販路開拓エコシステム推進事業企画提案参加表明書兼誓約書（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項を記入の上、本要領18に記載の担当課あてに、電子メールで提出すること。

## 12. 質問の受付及び回答

募集要領及び業務仕様書の内容に質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

- (1) 受付期間：令和5年3月6日（月）17時まで
- (2) 受付方法：仙台市ホームページより「質問票（別紙1）」をダウンロードし、質問事項を記入の上、本要領18に記載の担当課あて電子メールで提出する。なお、電子メールのタイトルには「販路開拓エコシステム推進事業に関する質問」と記載すること。受付期間内であれば質問回数に上限は設けない。
- (3) 回答：随時質問者に個別に回答するほか、全質問とその回答を令和5年3月8日（水）までに市ホームページに掲載する。

## 13. 応募申込書、企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和5年3月10日（金）17時（必着）※郵送により提出する場合は、同日同刻必着とする。
- (2) 提出先：本要領18に記載の担当課
- (3) 提出方法：持参もしくは郵送にて提出すること（持参の場合、受付時間は開庁日の午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は書留に限る）。
- (4) 提出書類

- ①応募申込書（様式第2号）……1部
- ②企画提案書（様式第3号）……5部（正本1部、写し4部）
- ③経費見積書（任意様式、積算内訳を添付）……5部（正本1部、写し4部）
- ④定款（任意様式）……1部
- ⑤パンフレットその他機関の概要が分かる資料……1部
- ⑥直近の決算書またはこれに類する書類……1部
- ⑦市税の滞納がないことの証明書……1部

(5) 企画提案書作成上の注意

- ①提出書類は、A4版縦に横書き、両面、左綴りとする。必要に応じて、絵・図・フロー図などを用いて分かりやすく記載すること。図表等で必要な場合のみ、A4版横やA3版で作成しても差し支えない。なお、白黒印刷・カラー印刷いずれでも可とする。
- ②企画提案書にはページ番号を付すること。

(6) その他

- ①企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ②提出書類等は返却しないこととする。
- ③提出期限後の提案書の提出、提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

## 14. 受託候補者の選定等

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

- ①審査は「販路開拓エコシステム推進事業受託者選定に係る審査委員会」において、企画提案書に基づく応募者からのヒアリングを踏まえて行う。  
※提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定する。
- ②プレゼンテーション
  - (ア) 開催日時：令和5年3月22日（水）（予定）  
※時間は応募申込書の提出者に後日連絡する。
  - (イ) 場所：仙台市役所経済局第一会議室  
(仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階)
  - (ウ) 内容・方法：応募者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1企業につき内容説明の時間は15分以内、質疑応答時間は10分以内とする。なお、出席は2名までとする。
  - (エ) 事業全体の運営・調整力の確認のため、内容説明は事業担当者が自ら行うこととする（専門家等による代理説明は認めない）。
  - (オ) 質疑応答：事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- ③審査委員は、下記の評価基準に沿って企画提案書の評価を行い採点する。各委員の採点に基づく合計点を合算した総合点数が最も高い応募者を受託候補者として特定する。

④総合点数が同じ事業者が複数いる場合、各委員の採点において下記（２）「審査基準」の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。

- ・ 第一優先項目 事業全体の方針
- ・ 第二優先項目 過年度の事業との継続性
- ・ 第三優先項目 「B to C」の販路開拓支援に関する具体的な方法

（２）審査基準

- ①事業全体のスケジュール案（５点×２＝１０点）
- ②事業全体の方針（５点×３＝１５点）
- ③支援を行う関係機関と連携・調整を行うことができる事務局の運営体制（５点×２＝１０点）
- ④「B to C」の販路開拓支援に関する具体的な方法（５点×３＝１５点）
- ⑤「B to B」の販路開拓支援に関する具体的な方法（５点×３＝１５点）
- ⑥地域ブランドの情報発信に関する具体的な方法（５点×２＝１０点）
- ⑦過年度の事業との継続性（５点×３＝１５点）
- ⑧本委託業務に類似した業務に係る過去の実績（５点）
- ⑨事業内容と支出計画の整合性（５点）

合計：１００点満点

（３）審査結果

審査結果は、全提案者に対して郵送で通知する。

15. 契約に関する事項

（１）受託者の決定

委託契約は、「14 受託候補者の選定等」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を締結する。

（２）業務仕様

契約時における仕様書は、別紙本事業の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて、協議により決定する。協議にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

16. 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・ 応募資格要件を満たさない場合または委託契約締結までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合。
- ・ 提出書類に虚偽または不正な記載があった場合。
- ・ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- ・ 上記 6 に示す予算規模上限額を超える提案を行った場合。

- ・その他、募集要領に定める条件に違反した場合。

## 17. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。

## 18. 担当課

仙台市経済局中小企業支援課（担当：平木）

住所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

電子メール：[kei008040@city.sendai.jp](mailto:kei008040@city.sendai.jp)

電話：022-214-1003、FAX：022-214-8321